

2021年（令和3年）7月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

特別定額給付金に関することに係る個人情報を目的外に提供すること
及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2021年（令和3年）6月23日付けで諮問（第1075号）された特別定額給付金に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

豊川市長から、地方税法第20条の11の規定に基づき、市税徴収を行う上で必要なため、福祉総務課で保有する特別定額給付金に関する個人情報の照会がなされた。

地方税法第20条の11の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、豊川市長に特別定額給付金に係る個人情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

氏名、フリガナ、生年月日、住所、R2.4.27時点の住所、申請の有無、世帯人数、給付金の支払い方法並びに振込先金融機関（金融機関名、支

店名、金融機関コード、支店コード、種別、口座番号及び口座名義)

なお、照会事項の提供の必要性を照会元に確認し、電話番号及び口座情報の資料（写し等）については提供する必要はないものと判断した。

イ 目的外に提供する相手方

豊川市長

ウ 目的外提供の根拠規定

地方税法第20条の11

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、地方税法第20条の11の規定に基づくものである。

地方税法第20条の11は、徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる、としており、官公署に対する照会による報告の請求権を認められたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した豊川市長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、市税徴収事務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、照会元に問い合わせたところ、次のように述べている。

照会対象者は、市税を滞納しており、差押えの手続を検討したく、市税徴収を行う上で必要なため、照会対象者の所有する金融機関口座を把握したい。なお、特別定額給付金については、差押禁止財産として法律により定められているため、仮に差押を行う場合には、当該給付金額を差し引いた金額に対して差押を行う。

本件の目的外に提供する個人情報は、特別定額給付金に関する個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講ずるよう伝えるものとする。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件に係る目的外提供は、市税等滞納整理事務に関する調査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該振込口座において残高操作や解約をするおそれがあること等、調査の遂行に支障が生じることを照会元に確認した。

以上のことから、本人に通知しないことについて、合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

- ア 特別定額給付金に関する調査について（依頼）
- イ 回答（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のと通りの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した豊川市長によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性について、照会元に問い合わせたところ、次のように述べている。

照会対象者は、市税を滞納しており、差押えの手続を検討したく、市税徴収を行う上で必要なため、照会対象者の所有する金融機関口座を把握したい。なお、特別定額給付金については、差押禁止財産として法律により定められているため、仮に差押を行う場合には、当該給付金額を差し引いた金額に対して差押を行う。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、特別定額給付金に関する個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本件に係る目的外提供は、市税等滞納整理事務に関する調査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該振込口座において残高操作や解約をするおそれがあること等、調査の遂行に支障が生じることを照会元に確認した、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上